

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畑明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)	
地域名 (地域内農業集落名)	十二天地区 (高野、土作、横道、平木田、小地谷、山屋、十二天、平木田駅前、菅田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月17日、令和6年7月17日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は胎内川右岸に位置し、JR羽越本線から海側に多くの農地が広がっている地域であり、農業法人5法人、集落営農組織3組織、認定農業者47人、その他農業者63人が水稻を主とした農業経営を行っている。一部地域では、砂丘畑でネギなどの園芸作物も作付けしている。当面の担い手の確保はできているものの、米価の価格低下に加え、肥料や農業資材等の高騰も続き、機械の更新があれば辞めざるを得ないという声もある。米価の低迷が続くと水稻単作では生活できないため、次期担い手の確保のためにも耕作条件の改善と農業所得の向上を図る取組が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人、集落営農組織に集積・集約を進めていく。
- ・基盤整備完了地の集約を進めていく。
- ・農業所得向上のため、水稻以外の作物の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	520.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	520.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

高野、土作、横道、平木田、小地谷、山屋、十二天、平木田駅前、菅田集落内の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当該地域の農地利用は、中心経営体である農業法人5法人、集落営農組織3組織、認定農業者47人、その他農業者63人が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地所有者及び離農・経営転換する人は、農地を中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業等の活用により耕作条件を改善していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--